

第143期

証券コード 8416

定時株主総会 招集ご通知



2023年6月27日(火曜日) 午前10時



高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール



- 第1号議案 ▶ 剰余金処分の件
第2号議案 ▶ 自己株式（優先株式）取得枠の設定の件
第3号議案 ▶ 資本金および資本準備金の額の減少の件
第4号議案 ▶ 取締役9名選任の件
第5号議案 ▶ 監査役1名選任の件

- 株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を少なくしております。
ご用意した席数を超える株主さまがお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
○お土産およびお茶のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを受け止める
高知銀行を左の青で表しています。

新型コロナウイルス感染症の 対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申しあげるとともに、罹患されました皆さま、感染拡大等により生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

- ①株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を少なくしております。ご用意した席数を超える株主さまがお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
- ②お土産およびお茶のご用意はございません。
- ③当日、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、株主さまの体温を計測させていただく場合がございます。
計測の結果、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
- ④運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

株主総会当日のご来場は、ご自身の健康状態をご考慮のうえ、書面（郵送）またはインターネット等による事前行使（5頁から8頁）も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

経営理念

熱意 高知銀行は、限りない熱意をもって、地域の発展と暮らしの向上に貢献します。

調和 高知銀行は、調和のとれた経営をもって、お客さまの信頼に応えます。

誠実 高知銀行は、創意と誠実をもって、お客さまに奉仕します。

目次

新型コロナウイルス感染症の
対策に関するお知らせ 1

第143期定時株主総会招集ご通知 3

議決権行使について 5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件 9

第2号議案 自己株式（優先株式）取得枠の設定の件 10

第3号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件 11

第4号議案 取締役9名選任の件 12

第5号議案 監査役1名選任の件 20

事業報告

1. 当行の現況に関する事項 24

2. 会社役員(取締役および監査役)に関する事項 31

3. 社外役員に関する事項 36

4. 当行の株式に関する事項 38

5. 会計監査人に関する事項 40

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の
在り方に関する基本方針 40

計算書類・連結計算書類 41

監査報告書 45

株 主 各 位

高 知 市 堺 町 2 番 2 4 号
株式会社高知銀行
取締役頭取 海 治 勝 彦

第143期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当行第143期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、お手数ながらいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当行ウェブサイト
株主総会情報

https://www.kochi-bank.co.jp/inv/soukai_info/



東証ウェブサイト
東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、「銘柄名（会社名）」に「高知銀行」または「コード」に証券コード「8416」にて検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8416/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、「議決権行使について」（5頁）に沿って、**2023年6月26日（月曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

| | | |
|------|----------------------|--|
| 日 時 | 2023年6月27日（火曜日）午前10時 | |
| 場 所 | 高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール | |
| 目的事項 | 報告事項 | 1. 第143期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 2. 第143期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 自己株式（優先株式）取得枠の設定の件 第3号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件 第4号議案 取締役9名選任の件 第5号議案 監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類に含まれております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載することによりお知らせいたします。

株主総会資料（招集ご通知）の書面郵送サービスについて

- ◎ 会社法に定める株主総会資料（招集ご通知）の書面交付請求手続きを行うことができなかった株主さまで、同資料を書面で希望される株主さまにつきましては、以下のウェブサイトにてお申し込みをいただくことで、今回に限り書面で受け取ることが可能です。（日本国内に限ります。）

受 付 期 間 2023年6月7日～2023年6月15日

受 付 サ イ ト <https://shomen.sokai.jp/8416/2023/10/>



- ◎ 次回も書面での送付を希望される株主さまにおかれましては、証券口座を開設されている証券会社または以下の株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）へお問い合わせいただき、会社法に定める書面交付請求に関するお手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(533)600

受付時間 平日 9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

議決権行使について

本株主総会の議案を「株主総会参考書類」9頁から22頁に記載しておりますので、ご検討のうえ、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使の場合



行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

詳細は6頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使の場合 **ご推奨**



行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトアクセスし、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力いただき、議決権をご行使ください。

詳細は7頁をご参照ください。

株主総会ご出席の場合



開催日時

2023年6月27日(火曜日)
午前10時

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さまに委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

機関投資家の
皆さまへ

議決権電子行使プラットフォームがご利用いただけます。

機関投資家の皆さまに関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、以下にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

【郵送による議決権行使のご案内】

本株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、「議決権行使書」に各議案に対する賛否について、以下をご参考にご記入のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。（切手の貼付はご不要です。）

行使期限 ▶▶▶▶▶ 2023年6月26日（月曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙

| 議決権行使書 | | 株主番号 | 議決権行使個数 | | | | | 解 |
|---|-------|-------|---------|-------|------------------|-------|---|---|
| 株式会社高知銀行 御中 | | | | | | | | |
| 私は、2023年6月27日開催の貴行第143期定時株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。 2023年6月 日 | 議案 | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案 (取締役選任) | 第5号議案 | | |
| | 賛否表示欄 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 株式会社高知銀行 | | | | | | | | |

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

お願い

- 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月26日午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- 第4号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読取るか、裏面記載のウェブサイトにてアクセスし2023年6月26日午後5時30分までにご行ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

切取線

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト
ログインQRコード

株式会社高知銀行

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使に必要な「QRコード」が記載されています。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

本株主総会にご出席されず、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ以下の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

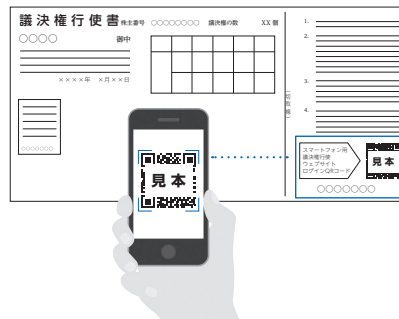
行使期限 ▶▶▶▶▶ 2023年6月26日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

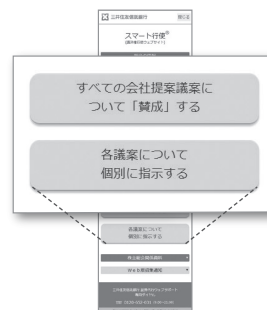


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

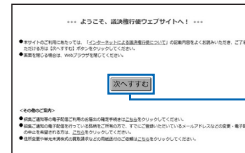
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

ウェブ行使
<https://www.web54.net>

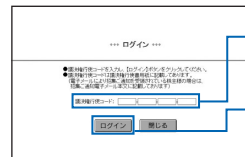


1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」を
クリック

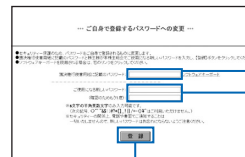
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

ご注意事項

- ◎ 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎ インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎ スマート行使での議決権行使は1回に限ります。行使後に内容を変更される場合は議決権行使ウェブサイトをご利用ください。
- ◎ 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネット等による
議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120(652)031** (受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第1種優先株式および第2種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただくものであります。

第143期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

| 1 配当財産の種類 | 金銭 |
|-------------------------------|----------------------------|
| 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 | 当行普通株式 |
| | 1株につき・・・・・・・・・・金15円 |
| | 配当総額・・・・・・・・・・152,485,065円 |
| 当行第1種優先株式 | 1株につき・・・・・・・・・・金15円12銭 |
| 配当総額・・・・・・・・・・113,400,000円 | |
| 当行第2種優先株式 | 1株につき・・・・・・・・・・金8円 |
| 配当総額・・・・・・・・・・5,440,000円 | |
| 中間配当金を含めた年間配当金 | 当行普通株式1株につき・・・・・・・・金25円 |
| 当行第1種優先株式1株につき・・・・金25円20銭 | |
| 当行第2種優先株式1株につき・・・・金8円 | |
| 3 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2023年6月28日 |

第2号議案 ▶ 自己株式（優先株式）取得枠の設定の件

1. 提案の理由

当行は、2009年12月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）に基づき、株式会社整理回収機構に対して、第1種優先株式150億円を発行しております。そして、第1種優先株式には、普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）が付されており、2024年12月29日に一斉取得日が到来することとなります。

そのため、当行は、第1種優先株式の普通株式への一斉転換に伴う普通株式の希薄化を回避すべく、第1種優先株式の償還による公的資金の早期完済を目指しております。

2023年3月末時点における当行単体の利益剰余金は270億円まで積み上がっており、現時点において、公的資金を完済した場合の自己資本比率も8%程度の水準を確保できる見通しであることから、会社法第156条第1項および同第160条第1項の規定に基づき、自己株式（優先株式）取得枠を以下の内容にて設定するとともに、第1種優先株式を有している株式会社整理回収機構に対して会社法第158条第1項による通知を行うことについてご承認をお願いするものです。

なお、第1種優先株式の取得につきましては、関係当局の承認が得られることが条件となります。

また、本議案において取得の対象となる株式は第1種優先株式のみであることから、第1種優先株式以外の株式を保有される株主さまには、会社法第160条第3項に定める売主追加請求権は生じません。

2. 自己株式（優先株式）取得枠の内容

| | |
|--------------|---|
| ① 取得対象株式の種類 | 第1種優先株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 上限7,500,000株 (発行済第1種優先株式総数に対する割合 100%) |
| ③ 株式の取得対価の内容 | 金銭 |
| ④ 株式の取得価格の総額 | 上限19,000,000,000円 |
| ⑤ 株式を取得できる期間 | 本定時株主総会終結の時から1年間 |
| ⑥ 株式の取得の相手方 | 株式会社整理回収機構 |

第3号議案 ▶ 資本金および資本準備金の額の減少の件

1. 提案の理由

当行は、第1種優先株式の償還のために必要となる利益剰余金を確保しておりますが、第1種優先株式の償還後の純資産の部における構成を適切なものとし、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項および同第448条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額をそれぞれ減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

なお、資本金の額の減少については、銀行法（昭和56年法律第59号）に基づく当局の認可が前提となります。

2. 資本金および資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額22,944,000,000円のうち7,500,000,000円を減少し、資本金の額を15,444,000,000円とします。

なお、減少する資本金の額は、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額15,151,232,830円のうち7,500,000,000円を減少し、資本準備金の額を7,651,232,830円とします。

なお、減少する資本準備金の額は、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金および資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年9月29日

第4号議案 ▶ 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者につきましては、銀行業務に精通するなど、その知識および経験から銀行の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、取締役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から各候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の取締役として適任であるとの提言を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | | 氏名 | | 現在の当行における地位 | 取締役会への出席状況 (当事業年度) | 取締役 在任期間 |
|-------|----|----------------------------------|----|-------------|-----------------------|-------------|
| 1 | 再任 | もり した かつ ひこ 森 下 勝 彦 | 男性 | 取締役会長 | 17回/17回 (100%) | 17年 |
| 2 | 再任 | うみ じ かつ ひこ 海 治 勝 彦 | 男性 | 取締役頭取 | 17回/17回 (100%) | 9年 |
| 3 | 新任 | かわ い ゆう こ 河 合 祐 子 (現姓：山田) | 女性 | — | — | — |
| 4 | 再任 | た むら し のぶ 田 村 忍 | 男性 | 常務取締役 | 17回/17回 (100%) | 6年 |
| 5 | 再任 | よし むら たか ひろ 吉 村 卓 浩 | 男性 | 常務取締役 | 13回/13回 (100%) | 1年 |
| 6 | 新任 | ふか ひで はる 深 見 英 治 | 男性 | 上席執行役員 | — | — |
| 7 | 再任 | きた がわ のぶ こ 北 川 展 子 (現姓：永房) | 女性 | 社外取締役 独立役員 | 17回/17回 (100%) | 8年 |
| 8 | 再任 | い おく かず お 井 奥 和 男 | 男性 | 社外取締役 独立役員 | 17回/17回 (100%) | 4年 |
| 9 | 再任 | こん たに いつ ろう 近 谷 逸 郎 | 男性 | 社外取締役 独立役員 | 17回/17回 (100%) | 2年 |

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。
2. 取締役在任年数は、本株主総会終結時の年数を記載しております。
3. 吉村卓浩氏の取締役会への出席状況については、2022年6月28日就任後の当事業年度に開催された取締役会のみを対象としております。

株主総会参考書類

候補者番号 1

再任

男性

もり した かつ ひこ
森下 勝彦 (1954年2月5日生)

取締役在任年数 17年 (本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 6,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------|----------|---------------|
| 1977年 4月 | 当行入行 | 2006年 6月 | 当行取締役経営統括部長委嘱 |
| 1998年 4月 | 当行審査部主任審査役 | 2007年11月 | 当行常務取締役 |
| 1999年 9月 | 当行本店営業部貸付一課長 | 2008年 4月 | 当行専務取締役 |
| 2001年 4月 | 当行本店営業部貸付グループ長 | 2012年 4月 | 当行取締役頭取 |
| 2002年 6月 | 当行今治支店長 | 2021年 6月 | 当行取締役会長 |
| 2003年 6月 | 当行経営統括部グループ長 | | 監査部担当 (現任) |
| 2005年 6月 | 当行経営統括部長 | | |

取締役候補者の選任理由

森下勝彦氏は、2012年以来、当行の取締役頭取を9年、取締役会長を2年務めており、経営・業務の改革を実践するなど当行のコーポレート・ガバナンス向上に大きく貢献しております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

再任

男性

うみ じ かつ ひこ
海治 勝彦 (1960年7月24日生)

取締役在任年数 9年 (本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 5,635株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-------------------------|----------|----------------------------|
| 1984年 4月 | 当行入行 | 2014年 6月 | 当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱 |
| 2004年 4月 | 当行融資統括部主任業務役 | 2014年 9月 | 当行取締役経営統括部長委嘱 |
| 2006年 1月 | 当行経営統括部主任業務役 | 2016年 4月 | 当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱 |
| 2007年 4月 | 当行経営統括部グループ長 | 2017年 4月 | 当行常務取締役 |
| 2011年 4月 | 当行東京支店長 | 2021年 6月 | 当行取締役頭取 |
| 2013年 5月 | 当行経営統括部付部長 | | 人事部担当 (現任) |
| 2014年 4月 | 当行コンプライアンス統括部長兼経営統括部付部長 | | |

取締役候補者の選任理由

海治勝彦氏は、融資統括部主任業務役、東京支店長、経営統括部長、コンプライアンス統括部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有しており、取締役頭取就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

新任

女性

かわ い ゆう こ
河合 祐子 (1964年 8月22日生)(現姓：山田^{やまだ})

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|------------------------------------|----------|---|
| 1987年 4月 | ケミカル銀行/J Pモルガン銀行グループ入社 | 2017年 3月 | 日本銀行決済機構局審議役FinTechセンター長 |
| 1993年 5月 | ペンシルバニア大学ウォートン校にてMBA (経営学修士) 取得 | 2018年 3月 | 日本銀行欧州統括役兼ロンドン事務所長 |
| 2001年 6月 | R Pテック株式会社入社 | 2020年11月 | Japan Digital Design株式会社入社 |
| 2003年 3月 | 日本銀行入行 | 2021年 3月 | Japan Digital Design株式会社 代表取締役CEO (現職) |
| 2011年 7月 | 日本銀行香港事務所長 | 2022 9月 | 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 経営企画部部長 (現職) |
| 2013年 6月 | 日本銀行金融市場局為替課長 | | 株式会社三菱UFJ銀行 経営企画部部長 (現職) |
| 2014年 9月 | 日本銀行高知支店長 | | |
| 2016年 6月 | 日本銀行金融機構局上席考査役 | | |

取締役候補者の選任理由

河合祐子氏は、外国銀行にて為替、トレーディング業務およびデリバティブ等の組成に従事する他、ペンシルバニア大学にてMBA(経営学修士)を取得。その後国内でも市場、金融業務のコンサルタント会社に勤務し、2003年以降は日本銀行で香港事務所長、金融市場局、高知支店長、金融機構局、決済機構局、ロンドン事務所長を歴任。現在は金融機関向けデータ分析、ITシステム構築コンサルティングを行うJapan Digital Design株式会社の代表取締役CEOを務めているほか、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよび株式会社三菱UFJ銀行の経営企画部部長を兼務していることから、金融・市場等に対する極めて専門的かつグローバルな経験および知識と、高知県内の金融経済情勢に対する高い知見を有しております。これらの経験および知識に加え、女性ならではの視点を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。これらの要素を踏まえ、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材である取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号 4

再任

男性

た むら
田村

しのぶ
忍

(1959年4月9日生)

取締役在任年数 6年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 3,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|------------------------------|---------|-------------------------------|
| 1983年4月 | 当行入行 | 2019年4月 | 当行取締役地域連携ビジネスサポート部長委嘱 |
| 2004年6月 | 当行八幡浜支店長 | 2019年6月 | 当行常務取締役営業本部長兼地域連携ビジネスサポート部長委嘱 |
| 2007年1月 | 当行赤岡支店長 | 2019年9月 | 当行常務取締役営業本部長委嘱 |
| 2009年9月 | 当行総務部グループ長 | 2020年6月 | 当行常務取締役 |
| 2012年4月 | 当行徳島支店長 | 2022年4月 | 当行常務取締役 |
| 2014年6月 | 当行融資統括部長 | | 融資統括部・事務システム部担当(現任) |
| 2017年4月 | 当行地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長 | | |
| 2017年6月 | 当行取締役地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長委嘱 | | |

取締役候補者の選任理由

田村 忍氏は、県内外の主要な営業店長、融資統括部長を歴任しており、融資判断および営業推進等に優れた人材であり、常務取締役就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

再任

男性

よし むら
吉村

たか ひろ
卓 浩

(1964年9月30日生)

取締役在任年数 1年(本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 1,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|----------------|---------|-----------------------|
| 1988年4月 | 当行入行 | 2020年4月 | 当行執行役員事務システム部長委嘱 |
| 2007年6月 | 当行佐川支店長 | 2021年6月 | 当行上席執行役員事務システム部長委嘱 |
| 2010年7月 | 当行経営統括部主任業務役 | 2022年4月 | 当行上席執行役員営業本部長委嘱 |
| 2013年5月 | 当行経営統括部副部長 | 2022年6月 | 当行常務取締役営業本部長兼営業企画部長委嘱 |
| 2017年4月 | 当行経営統括部長 | 2023年4月 | 当行常務取締役営業本部長委嘱 |
| 2019年4月 | 当行執行役員経営統括部長委嘱 | | 営業本部担当(現任) |

取締役候補者の選任理由

吉村卓浩氏は、経営統括部において当行の課題や経営環境等を踏まえた、中期経営計画、経営強化計画など重点施策の作成、実行、進捗管理に尽力するなど、経営管理能力に優れた人材であるほか、営業店長、事務システム部長を歴任するなど、広範な経験を有しております。常務取締役就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしており、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号6

新任

男性

ふか み ひで はる
深見 英治 (1964年4月1日生)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|------------|---------|-----------------------|
| 1988年4月 | 当行入行 | 2016年6月 | 当行人事部長 |
| 2006年9月 | 当行人事部主任業務役 | 2019年4月 | 当行執行役員人事部長委嘱 |
| 2010年9月 | 当行人事部グループ長 | 2020年4月 | 当行執行役員営業企画部長委嘱 |
| 2013年5月 | 当行久万川橋支店長 | 2022年6月 | 当行上席執行役員本店営業部長委嘱 (現任) |

取締役候補者の選任理由

深見英治氏は、人事部において健康経営や女性活躍推進などによる職場環境の整備を通じた組織の持続的発展に尽力するほか、営業店長、営業企画部長を歴任するなど、人事および営業両面での組織活性化に対する広範な経験を有しております。さらに現在は本店営業部長として、当行の経営理念に基づく各種施策を営業現場で率先垂範しており、取締役としての能力、資質が認められること、また社会的信用も十分であることから取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号7

再任

女性

きた がわ のぶ こ
北川 展子 (1971年1月17日生)
ながみさ
(現姓：永房)

社外取締役在任年数 8年 (本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 2,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---------------------|----------|-------------------------------------|
| 1997年4月 | 弁護士登録 あすか協和法律事務所 | 2016年4月 | 小松総合法律事務所弁護士 |
| 2003年4月 | 金融庁監督局 (任期付職員) | 2016年11月 | 琴平総合法律事務所弁護士 |
| 2005年7月 | 隼あすか法律事務所弁護士 | 2020年5月 | 株式会社ヨンドシーホールディングス取締役監査等委員 (社外) (現任) |
| 2014年10月 | 日本証券業協会法務参事 | 2021年1月 | 北川展子法律事務所弁護士 |
| 2015年6月 | 当行社外取締役 (現任) | 2022年4月 | 島田みらい法律事務所弁護士 (現任) |

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

北川展子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験に加え、他社の社外取締役として企業経営に関与することで培った幅広い知見を有しております。当該知見に加え、女性ならではの視点を踏まえたうえで、当行が進めていく女性活躍をはじめとする多様性確保等に対して、助言、提言が期待できることから、同氏に継続して当行の経営を監督していただくことが最適であると判断しました。また社会的信用も十分であることから、同氏を引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

株主総会参考書類

候補者番号 8

再任

男性

井 奥 和 男 (1957年8月11日生)

社外取締役在任年数 4年 (本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--------------|----------|-----------------------------|
| 1982年 4月 | 高知県庁入庁 | 2018年 3月 | 高知県庁退職 |
| 2009年 4月 | 高知県総務部政策企画課長 | 2018年 6月 | 公益財団法人高知県文化財団理事長 |
| 2011年 4月 | 高知県総務部副部長 | 2019年 6月 | 当行社外取締役 (現任) |
| 2013年 4月 | 高知県地域福祉部長 | 2021年 6月 | 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長 (現任) |
| 2016年 4月 | 高知県公営企業局長 | | |

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

井奥和男氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、高知県庁における要職、公益財団法人高知県文化財団理事長の歴任に加え、社会福祉法人高知県社会福祉協議会会長を兼務していることから、高知県行政における豊富な経験と広範な知見を有しております。同氏が有する高知県行政に関する専門的な知見は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言および提言のほか、取締役会の監督機能の強化が期待でき、また社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

候補者番号 9

再任

男性

近 谷 逸 郎 (1962年4月26日生)

社外取締役在任年数 2年 (本株主総会終結時)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 1,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 1987年 4月 | 日本興業銀行入行 | 2015年10月 | 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社業務監理部長 |
| 2002年 4月 | みずほコーポレート銀行営業第十一部上席部長代理 | 2018年11月 | 司法修習生 (72期) |
| 2004年10月 | みずほ銀行東京支店次長 | 2019年12月 | 弁護士登録 |
| 2007年11月 | みずほコーポレート銀行高松営業部次長 | 2021年 2月 | 虎ノ門法律経済事務所 青陵法律事務所弁護士 (現任) |
| 2011年10月 | 興和不動産株式会社 (現：日鉄興和不動産) 財務部担当部長 | 2021年 6月 | 当行社外取締役 (現任) |
| 2013年10月 | みずほフィナンシャルグループ・ コンプライアンスオフィサー | | |

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

近谷逸郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、銀行員等の豊富な経験に加え、弁護士としての知見および経験を有しております。同氏が有する金融関連および法律に関する専門的な知見は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言および提言のほか、取締役会の監督機能の強化が期待でき、また社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 河合祐子氏は、婚姻により、戸籍の氏を山田姓へ変更いたしました。旧姓の河合にて業務を行います。
3. 河合祐子氏は、Japan Digital Design株式会社代表取締役CEO、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ経営企画部部長および株式会社三菱UFJ銀行経営企画部部長であります。2023年6月30日をもって退任する予定であり、取締役就任は2023年7月3日を予定しております。
4. 北川展子、井奥和男および近谷逸郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
5. 北川展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を永房姓へ変更いたしました。旧姓の北川にて弁護士業務を行っております。
6. 北川展子、井奥和男および近谷逸郎の3氏は、当行の定める独立性判断基準および金融商品取引所の定める独立役員要件を満たしており、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。3氏が原案どおり選任された場合は、引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
7. 当行は、北川展子、井奥和男および近谷逸郎の3氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であり、3氏が原案どおり選任された場合は、本契約を継続する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。
8. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役および執行役員を含む被保険者の保険料を全額当行が負担しております。当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容にて更新する予定であります。

〈ご参考〉独立性判断基準

当行における独立役員の判断基準は、現在及び最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

- ①当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
- ②当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
- ③当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ④当行から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑤当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑥当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦当行の主要株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑧次に掲げる者の二親等以内の近親者
 - ア. 上記①～⑦に該当する者
 - イ. 当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注1）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上

（注3）多額とは、過去3年間平均で年間1,000万円以上

（注4）主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

第5号議案 ▶ 監査役1名選任の件

監査役のうち吉田 剛氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者につきましては、銀行業務に十分に精通し、その知識および経験を活かした独立的立場から、銀行経営の適切な監査の確保が期待できる者であり、取締役会の監督機能の実効性強化が期待できるため、監査役候補者といたしました。

なお、監査役候補者の選任につきましては、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、監査役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の監査役として適任であるとの提言を受けております。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

新任

男性

かり や まさ と
荻谷正人

(1963年12月23日生)

所有する当行の株式の種類および数 普通株式 1,200株

略歴、地位および重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--------------------|----------|----------------|
| 1986年 4月 | 当行入行 | 2015年 4月 | 当行人事部付主任業務役 |
| 2006年 9月 | 当行久万川橋支店長 | | [黒潮観光開発株式会社出向] |
| 2009年 4月 | 当行山田支店長 | 2017年 4月 | 当行監査部副部長 |
| 2011年 4月 | 当行コンプライアンス統括部主任業務役 | 2017年 9月 | 当行西支店長 |
| 2012年 4月 | 当行本店営業部副部長 | 2019年 9月 | 当行総務部長（現任） |

監査役候補者の選任理由

荻谷正人氏は、営業店長、コンプライアンス統括部主任業務役、本店営業部副部長、監査部副部長等を歴任するなど、営業および管理両面での豊富な経験を有しているほか、民間企業への出向を通じて養われた当行に対する客観的な見識を有しております。現在は総務部長として組織の全体的な管理、効率的な予算の運営、適切な株主対応等に貢献しており、監査役としての能力、資質が認められること、また社会的信用も十分であることから監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査役を含む被保険者の保険料を全額当行が負担しております。当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。荻谷正人氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容にて更新する予定であります。

以 上

〈ご参考〉スキル・マトリックス

第4号議案および第5号議案が原案どおり承認可決された場合における、取締役および監査役が有するスキルや経験等は以下のとおりであります。

なお、以下のスキルは、すべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

〈社内取締役・社内監査役〉

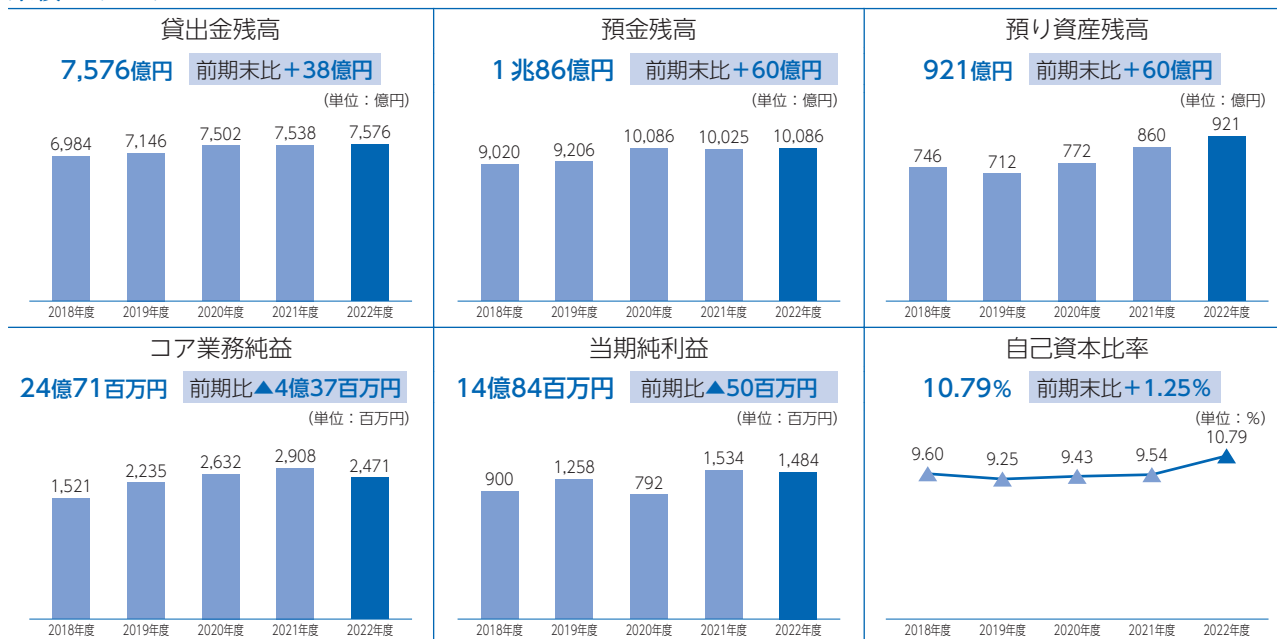
| 氏名 | 地位 | スキル区分 | | | | | | |
|------|------------|--------------|-------|------|---------|------|----|--------------|
| | | 企業経営 経営戦略 | リスク管理 | 財務会計 | 企業審査・支援 | 市場運用 | 営業 | デジタル IT戦略 |
| 森下勝彦 | 取締役 会長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 海治勝彦 | 取締役 頭取 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 河合祐子 | 取締役 副頭取 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 田村 忍 | 常務 取締役 | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 吉村卓浩 | 常務 取締役 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 深見英治 | 常務 取締役 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| 苅谷正人 | 監査役 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | |

〈社外取締役・社外監査役〉

| 氏名 | 地位 | スキル区分 | | | | |
|------|-----|-------|------|-------|------|---------|
| | | 企業経営 | 企業法務 | リスク管理 | 財務会計 | 地域行政・経済 |
| 北川展子 | 取締役 | | ○ | ○ | | |
| 井奥和男 | 取締役 | | | ○ | | ○ |
| 近谷逸郎 | 取締役 | | ○ | ○ | ○ | |
| 山田 浩 | 監査役 | | | ○ | | ○ |
| 清藤智彦 | 監査役 | ○ | | | ○ | |

〈ご参考〉業績報告サマリー

業績ハイライト



中期経営計画の数値目標（単体）

| | | 2022/3期 | | 2023/3期 | | 2024/3期 | |
|----------------|----------------|----------|----------|----------|----------|---------|----|
| | | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 計画 | 計画 |
| 主要計数目標 | コア業務純益（※1） | 2,908百万円 | 2,390百万円 | 2,471百万円 | 2,664百万円 | | |
| | 業務粗利益経費率（※2） | 67.40% | 70.78% | 72.24% | 70.02% | | |
| | 当期純利益 | 15億円 | 12億円 | 14億円 | 13億円 | | |
| | 自己資本比率 | 9.54% | 8.9%程度 | 10.79% | 8.7%程度 | | |
| 地域密着型 金融の深化 | 中小規模事業者等向け貸出残高 | 4,614億円 | 4,575億円 | 4,627億円 | 4,580億円 | | |
| | 経営改善支援等の取組比率 | 7.95% | 6.14% | 8.44% | 6.40% | | |

(注) (※1) コア業務純益（業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益）

(※2) 業務粗利益経費率（（経費－機械化関連費用）÷業務粗利益）

最新の決算情報に
ついてはこちら

<https://www.kochi-bank.co.jp/disclosure/kessann/>



第143期事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【当行の主要な事業内容】

当行の本店のほか支店71店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニック・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しております。

【金融経済環境】

2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日）の日本経済は、原材料やエネルギーなどの価格が高騰するなか、海外景気の不透明感もあって輸出は弱含みとなりましたが、ウィズコロナに向けた各種政策効果などにより、個人消費や設備投資は回復の動きがみられるほか、住宅建設や公共投資は底堅い動きとなるなど、全体としては、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつあります。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、製造業の生産は一部に弱さがみられ、住宅建設や公共投資も弱めの動きとなりましたが、個人消費は底堅く推移しているほか、設備投資や雇用環境も改善に向かいつつあり、全体では緩やかな持ち直しの動きがみられました。

【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めてまいりました。

その結果、預金は期中60億円増加して、期末残高は10,086億円（前期末比0.60%増）となりました。

一方、貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組みました結果、期中38億円増加して、期末残高は7,576億円（前期末比0.50%増）となりました。

また、有価証券は、期中117億円減少して、期末残高は2,918億円（前期末比3.87%減）となりました。

損益面では、資金利益の増加、与信費用の減少及び営業経費の削減等により経常利益は前期比2億30百万円増加して22億80百万円（前期比11.22%増）、当期純利益は法人税等納税額の増加にて同50百万円減少して14億84百万円（前期比3.30%減）となりました。

【当行が対処すべき課題】

地域経済は、少子高齢化や生産年齢人口の減少などの課題を抱えているほか、ポスト・コロナに向けた社会、経済活動も変容しております。さらに、サステナビリティへの関心が高まりつつあるなど、地域金融機関を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが予想されます。

当行の課題は、こうした経営環境に適応し、常にお客さまに寄り添いながら地域経済の発展に貢献していくことであり、それらに対応していくため、中期経営計画「こうぎん新創造 第Ⅱ期：進化」では、お客さまの事業や暮らしをサポートする営業戦略と、組織を最適化する経営基盤戦略に基づく施策を策定しております。

営業戦略においては、地域密着型金融を深化させ、地域の皆さまが個々に抱える課題等に真摯に向き合い、事業の発展や新たな価値観を共に見出していく「価値共創」に取り組んでまいります。また、経営基盤戦略においては、デジタル技術等の積極的な活用や関連会社との一層強固な連携により、高品質で利便性の高い商品やサービスを提供するほか、当行内の業務効率化による生産性の向上に努めてまいります。

さらに、賛同を表明したTCFD提言に基づき、気候変動などの多様なリスクに対応するとともに、企業や社会に求められる変化に対しても、金融機関としての役割を的確に発揮し、サステナブルな地域社会の実現に貢献してまいります。

当行はこれからも、「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」として地域の価値向上に努め、地域とともに持続的に発展していくことを目指してまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

| | | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|------------|--------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 預 | 金 | 920,654 | 1,008,684 | 1,002,587 | 1,008,632 |
| | 定期性預金 | 483,351 | 486,400 | 455,168 | 433,308 |
| | その他 | 437,303 | 522,284 | 547,418 | 575,323 |
| 貸 | 出金 | 714,678 | 750,220 | 753,831 | 757,638 |
| | 個人向け | 116,189 | 114,757 | 115,623 | 117,213 |
| | 中小企業向け | 439,779 | 472,968 | 473,545 | 475,424 |
| | その他 | 158,710 | 162,494 | 164,662 | 165,000 |
| 商品有価証券 | | — | — | — | — |
| 有 | 価証券 | 299,751 | 307,672 | 303,572 | 291,804 |
| | 国債 | 34,324 | 21,771 | 14,518 | 6,178 |
| | その他 | 265,426 | 285,901 | 289,054 | 285,626 |
| 総資産 | | 1,112,553 | 1,233,881 | 1,200,814 | 1,174,496 |
| 内国為替取扱高 | | 3,403,732 | 3,369,708 | 3,389,962 | 3,304,700 |
| 外国為替取扱高 | | 百万ドル 484 | 百万ドル 410 | 百万ドル 395 | 百万ドル 362 |
| 経常利益 | | 2,324 | 1,391 | 2,050 | 2,280 |
| 当期純利益 | | 1,258 | 792 | 1,534 | 1,484 |
| 1株当たり当期純利益 | | 円 銭 106.07 | 円 銭 59.83 | 円 銭 133.09 | 円 銭 127.64 |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度62千株。)

事業報告

(3) 使用人の状況

| | 当年度末 |
|--------|--------|
| 使用人数 | 733人 |
| 平均年齢 | 41才 1月 |
| 平均勤続年数 | 17年10月 |
| 平均給与月額 | 374千円 |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

| | 当年度末 | |
|-----|------|-------|
| | 店 | うち出張所 |
| 高知県 | 60 | (0) |
| 愛媛県 | 5 | (0) |
| 徳島県 | 3 | (0) |
| 香川県 | 1 | (0) |
| 岡山県 | 1 | (0) |
| 大阪府 | 1 | (0) |
| 東京都 | 1 | (0) |
| 合 計 | 72 | (0) |

- (注) 高知県の営業所数には、インターネット専用支店（1カ店）、および店舗内店舗（ブランチ・イン・ブランチ）を含んでおります。

ロ 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所新設いたしました。

| 設置場所 | 所在地 |
|---------------|----------------|
| エースワン 潮江店 出張所 | 高知県高知市仲田町5番30号 |

ハ 当年度廃止営業所

該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり2カ所廃止いたしました。

| 設置場所 | 所在地 |
|--------|--------------------|
| 潮新町出張所 | 高知県高知市潮新町二丁目1番25号 |
| 野根出張所 | 高知県安芸郡東洋町野根丙1699番地 |

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

| | |
|---------|--------|
| 設備投資の総額 | 895百万円 |
|---------|--------|

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

ロ 重要な設備の新設等

1. 新設した設備

| 営業所等 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延べ面積 (㎡) | 価額 (百万円) | 完了年月 |
|-----------------|------------|-------|-------------|---------------|-------------|----------|
| エースワン 潮江店出張所 | 高知県 高知市 | 出張所 | - | 5.28 | 9 | 2022年11月 |

(注) エースワン潮江店出張所の土地は、賃借のため敷地面積を記載していません。

2. 売却した設備

| 営業所等 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延べ面積 (㎡) | 価格 (百万円) | 完了年月 |
|----------|------------|------------|-------------|---------------|-------------|---------|
| 旧須崎支店 | 高知県 須崎市 | 旧店舗 | 623.60 | 420.95 | 28 | 2022年4月 |
| 旧田野支店・社宅 | 高知県 安芸郡 | 旧店舗 ・社宅 | 427.09 | 59.15 | 5 | 2022年5月 |
| 旧宇佐支店 | 高知県 土佐市 | 旧店舗 | 531.65 | 333.20 | 5 | 2023年3月 |

3. 改修した設備

| 営業所等 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延べ面積 (㎡) | 価格 (百万円) | 完了年月 |
|-------|------------|-------|-------------|---------------|-------------|---------|
| 本店・本部 | 高知県 高知市 | 内部改修 | 2,468.40 | 7,932.81 | 18 | 2023年3月 |

事業報告

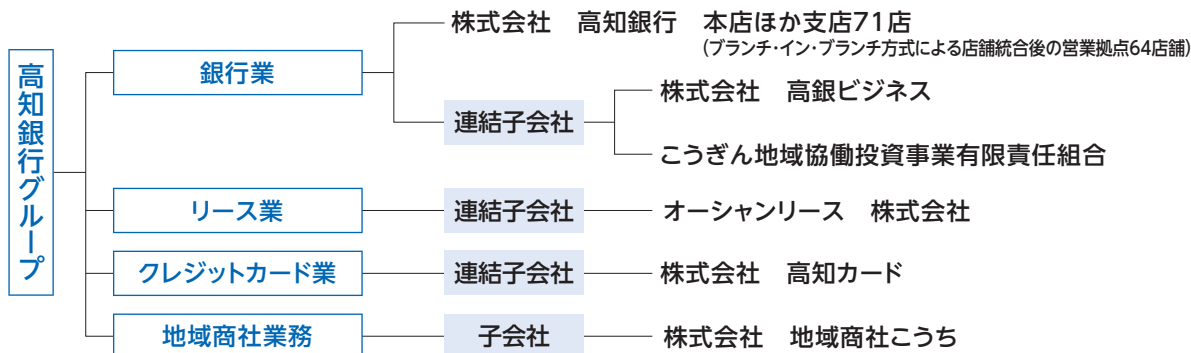
(6) 重要な子会社等の状況

イ 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|-----------|------------------|-----|
| 株式会社 高銀ビジネス | 高知市本町 三丁目3番4号 | 現金整理、物品販売、店舗 警備、店舗清掃等の業務 | 百万円 10 | % 100 | 子会社 |
| オーシャンリース 株式会社 | 高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル3F | リース業務 | 20 | 45 (一) | 子法人 |
| 株式会社 高知カード | 高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル2F | クレジットカード業務 | 20 | 42.5 (37.5) | 子法人 |
| こうぎん地域協働 投資事業 有限責任組合 | 高知市はりまや町 一丁目5番28号 | 投資業務 | 600 | — | 子法人 |

(注) 1. 上記4社が、連結子会社であります。

2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有の割合（内書き）であります。



(注) 株式会社地域商社こうちは2022年12月12日付にて、当行が100%出資する子会社として設立いたしました。

□ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連593（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。また、セブン銀行、ローソン銀行およびコンビニに設置しているイーネットとは、CAFIS経由方式で現金自動設備による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。
5. 四国島内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

事業報告

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職 |
|-----------------|---------------------------------|---|
| 森下勝彦 | (代表取締役) 取締役会長 監査部担当 | |
| 海治勝彦 | (代表取締役) 取締役頭取 人事部担当 | |
| 三宮昌子 | 常務取締役 総務部・コンプライアンス統括部担当 | |
| 成瀬洋 | 常務取締役 経営統括部・市場金融部担当 | |
| 田村忍 | 常務取締役 融資統括部・事務システム部担当 | |
| 吉村卓浩 | 常務取締役 営業本部担当 営業本部長兼営業企画部長 | |
| 北川展子 (現姓：永房) | 取締役 (社外取締役) | 島田みらい法律事務所弁護士 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員(社外取締役) |
| 井奥和男 | 取締役 (社外取締役) | 社会福祉法人高知県社会福祉協議会会長 |
| 近谷逸郎 | 取締役 (社外取締役) | 青陵法律事務所弁護士 |
| 山田浩 | 常勤監査役 (社外監査役) | |
| 吉田剛 | 常勤監査役 | |
| 清藤智彦 | 監査役 (社外監査役) | 清藤会計事務所所長 四国税理士政治連盟会長 |

(注) 1. 当行の役員は、2023年3月31日現在、取締役9名、監査役3名の計12名であり、そのうち男性は10名、女性は2名（役員のうち女性の比率は16.66%）で構成されております。なお女性の役員は、当行の常務取締役および社外取締役であります。

2. 取締役北川展子、井奥和男および近谷逸郎の3氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 社外取締役北川展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を永房姓へ変更いたしました。旧姓の北川にて弁護士業務を行っております。
4. 監査役山田 浩および清藤智彦の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 吉村卓浩氏は、2022年6月28日開催の第142期定時株主総会において、取締役新たに選任され、就任いたしました。
6. 監査役清藤智彦氏は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中において、次のとおり取締役の担当および重要な兼職の変更がありました。

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|------|--|---|-----------|
| 三宮昌子 | 常務取締役 営業本部担当 営業本部長 | 常務取締役 総務部・コンプライアンス統括部担当 | 2022年4月1日 |
| 成瀬洋 | 常務取締役 経営統括部・総務部・ コンプライアンス統括部担当 | 常務取締役 経営統括部・市場金融部担当 | 2022年4月1日 |
| 田村忍 | 常務取締役 融資統括部・市場金融部担当 | 常務取締役 融資統括部・事務システム部担当 | 2022年4月1日 |
| 北川展子 | 取締役 (兼職) 北川展子法律事務所弁護士 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員 (社外取締役) | 取締役 (兼職) 島田みらい法律事務所弁護士 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員 (社外取締役) | 2022年4月1日 |

8. 2023年4月1日付にて、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|------|---------------------------------|--------------------------|-----------|
| 吉村卓浩 | 常務取締役 営業本部担当 営業本部長兼営業企画部長 | 常務取締役 営業本部担当 営業本部長 | 2023年4月1日 |

事業報告

(ご参考)

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位および担当は以下のとおりであります。

(2023年4月1日現在)

| 氏名 | 地位 | 担当 |
|------|--------|----------|
| 深見英治 | 上席執行役員 | 本店営業部長 |
| 寺川智文 | 執行役員 | 経営統括部長 |
| 戸梶由博 | 執行役員 | デジタル営業部長 |
| 伊東章雄 | 執行役員 | 人事部長 |

(2) 責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|------|--|
| 北川展子 | 当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。 |
| 井奥和男 | |
| 近谷逸郎 | |
| 山田浩 | |
| 清藤智彦 | |

(3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被保険者の範囲 | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 |
|---------|---|
| 当行取締役 | 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追求に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。 |
| 当行監査役 | |
| 当行執行役員 | |

(5) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分 | | 人数 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | |
|------|-------|----|--------|------------|---------|-------|
| | | | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 退職慰労金 |
| 取締役 | 社内取締役 | 6名 | 114百万円 | 105百万円 | 8百万円 | － |
| | 社外取締役 | 3名 | 12百万円 | 12百万円 | － | － |
| | 合計 | 9名 | 126百万円 | 117百万円 | 8百万円 | － |
| 監査役 | 社内監査役 | 1名 | 13百万円 | 13百万円 | － | － |
| | 社外監査役 | 2名 | 19百万円 | 19百万円 | － | － |
| | 合計 | 3名 | 32百万円 | 32百万円 | － | － |

(注) 1. 業績連動報酬等は、株式報酬に係る費用計上額であります。

2. 2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役1名に対する支給予定額は7,300千円であります。
 なお、打ち切り支給の時期につきましては、当該役員退任以降とすることを予定しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当行は、業績連動報酬として業績連動型株式報酬制度を導入しております。

業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の普通株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益12億円であり、実績は14億円でありました。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

| 役員区分 | 報酬等の種類 | 報酬等の総額 | 株主総会決議日 | 決議された株主総会 終了時点の人数 |
|-------|-----------|-----------------------------------|---------------------------|----------------------|
| 取締役 | 金銭報酬 | 年額132百万円以内 | 2008年6月26日 第128期定時株主総会 | 7名 (うち社外取締役0名) |
| 社内取締役 | 業績連動型株式報酬 | 当初4年間は72百万円以内 以後延長時は3年間54百万円以内 | 2017年6月27日 第137期定時株主総会 | 6名 |
| 監査役 | 金銭報酬 | 年額54百万円以内 | 2008年6月26日 第128期定時株主総会 | 5名 |

(注) 1. 業績連動型株式報酬は、2021年11月10日開催の取締役会決議により、期間を延長しております。
2. 株式報酬型ストック・オプションは廃止しており、新規に新株予約権の付与は行っておりません。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当行は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当行取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬により構成されており、業績への責任に鑑み、役位が高いほど、報酬全体に占める業績連動型株式報酬の割合を高くすることとしております。

基本報酬および業績連動型株式報酬の決定におきましては、当行の業績を踏まえて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

なお、社外取締役および監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

記載すべき事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等との重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員（取締役）の状況」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会および監査役会への出席状況 | 取締役会および監査役会における発言その他の活動状況 |
|--------------|-------|--|--|
| 取締役 北川 展子 | 7年9カ月 | ○当期開催の取締役会 17回すべてに出席 | 取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に弁護士としての知見に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員長として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 取締役 井奥 和男 | 3年9カ月 | ○当期開催の取締役会 17回すべてに出席 | 取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、高知県の行政分野にて培われた豊富な知識と経験に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 取締役 近谷 逸郎 | 1年9カ月 | ○当期開催の取締役会 17回すべてに出席 | 取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に金融機関にて培われた豊富な知識と経験、法律に関する専門的知識に基づき、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 監査役 山田 浩 | 6年9カ月 | ○当期開催の取締役会 17回すべてに出席 ○当期開催の監査役会 17回すべてに出席 | 議案・審議等において、主に財務行政にて培われた豊富な知識と経験に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行っております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |

事業報告

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会および監査役会への出席状況 | 取締役会および監査役会における発言その他の活動状況 |
|-------------|-------|--|--|
| 監査役 清藤智彦 | 2年9カ月 | ○当期開催の取締役会 17回すべてに出席 ○当期開催の監査役会 17回すべてに出席 | 議案・審議等において、主に税理士としての専門的知見に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行っております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |

(注)上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

社外役員に対する報酬等につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（5）会社役員に対する報酬等① 当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

(4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

| | |
|---------|----------|
| 普通株式 | 40,900千株 |
| 第1種優先株式 | 40,900千株 |
| 第2種優先株式 | 1,000千株 |

(2) 発行済株式の総数

| | |
|-----------------|----------|
| 普通株式 | 10,244千株 |
| (自己株式79,129株含む) | |
| 第1種優先株式 | 7,500千株 |
| 第2種優先株式 | 680千株 |

(3) 株主数

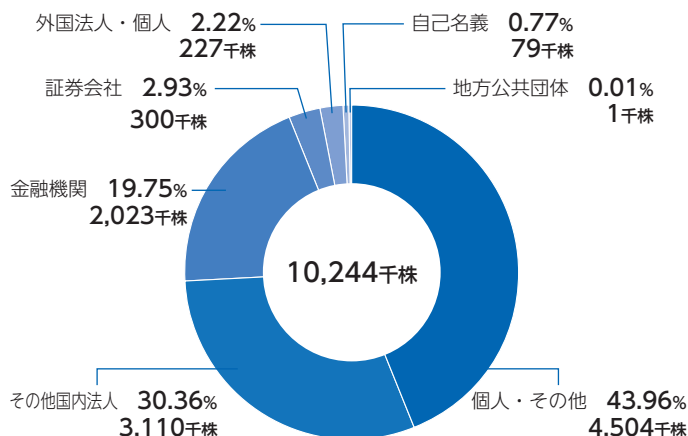
| | |
|---------|--------|
| 普通株式 | 6,085名 |
| 第1種優先株式 | 1名 |
| 第2種優先株式 | 27名 |

(4) 大株主

① 普通株式（上位10名）

株式分布状況（普通株式）

■所有者別分布



(年度末現在)

| 株主の氏名または名称 | 当行への出資状況 | |
|-------------------------|----------|---------|
| | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 537 | 5.29 |
| 技研ホールディングス株式会社 | 502 | 4.94 |
| 高知銀行持株会 | 492 | 4.84 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 491 | 4.83 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口4） | 368 | 3.62 |
| 四国総合信用株式会社 | 206 | 2.02 |
| 株式会社技研製作所 | 169 | 1.66 |
| 株式会社ヨンキュウ | 167 | 1.64 |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 137 | 1.35 |
| 寺澤佳代 | 123 | 1.20 |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（79,129株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当行は業績連動型株式報酬制度を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）（以下「カストディ信託口」といいます。）が当行株式62千株を取得しております。
 なお、カストディ信託口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

事業報告

② 第1種優先株式

(年度末現在)

| 株主の氏名または名称 | 当行への出資状況 | |
|-------------|----------|----------|
| | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
| 株式会社 整理回収機構 | 7,500 | 100.00 |

(注) 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

③ 第2種優先株式 (上位10名)

(年度末現在)

| 株主の氏名または名称 | 当行への出資状況 | |
|---------------|----------|----------|
| | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
| 株式会社 愛媛銀行 | 50 | 7.35 |
| 株式会社 香川銀行 | 50 | 7.35 |
| 株式会社 高知丸高 | 50 | 7.35 |
| グアイコ一通産株式会社 | 50 | 7.35 |
| 株式会社 徳島大正銀行 | 50 | 7.35 |
| 株式会社 ヨンキユウ | 50 | 7.35 |
| 株式会社 エス・ケー・ケー | 30 | 4.41 |
| 株式会社 技研製作所 | 30 | 4.41 |
| 北村商事株式会社 | 30 | 4.41 |
| 株式会社 大東銀行 | 30 | 4.41 |
| 株式会社 轟組 | 30 | 4.41 |

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 役員保有株式

当事業年度中に交付した株式はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

| 氏名または名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|--|--------------|--|
| 有限責任 あずさ 監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 神田 正史 指定有限責任社員 業務執行社員 西 芳範 | 6,950万円 | (報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し審議した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。 |

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 7,150万円
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

(3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に評価し、必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

第143期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 108,796 | 預 金 | 1,008,632 |
| 現 預 金 | 16,819 | 当 座 預 金 | 51,031 |
| 預 け 金 | 91,977 | 通 蓄 預 金 | 507,224 |
| 金 銭 の 信 託 | 1,069 | 貯 蓄 預 金 | 11,259 |
| 有 価 証 券 | 291,804 | 通 定 預 金 | 1,443 |
| 国 債 | 6,178 | 定 額 預 金 | 426,276 |
| 地 方 債 | 4,048 | そ の 他 の 預 金 | 7,031 |
| 社 債 | 187,232 | 譲 渡 性 の 預 金 | 4,363 |
| 株 式 | 15,695 | 借 入 金 | 21,160 |
| そ の 他 の 証 券 | 78,649 | 外 国 為 替 | 62,562 |
| 貸 出 金 | 757,638 | 未 払 外 国 為 替 | 24 |
| 割 引 手 形 付 越 | 2,873 | そ の 他 の 負 債 | 24 |
| 手 形 貸 付 | 21,058 | 未 前 払 法 人 費 税 | 6,599 |
| 証 書 貸 付 | 631,331 | 未 前 給 付 補 填 備 | 671 |
| 当 座 貸 越 | 102,374 | 給 金 リ 一 ス の 他 の 当 金 | 464 |
| 外 国 為 替 | 574 | 賞 与 引 当 金 | 452 |
| 外 国 他 店 預 け | 506 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 1 |
| 取 立 外 国 為 替 | 68 | 株 式 報 酬 引 当 金 | 138 |
| そ の 他 の 資 産 | 7,697 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 6 |
| 前 払 費 用 | 75 | 支 払 承 諾 | 4,864 |
| 未 収 収 入 益 | 753 | 負 債 の 部 合 計 | 374 |
| 金 融 派 生 商 品 | 102 | (純 資 産 の 部) | 140 |
| そ の 他 の 資 産 | 6,765 | 資 本 本 剰 余 金 | 57 |
| 有 形 固 定 資 産 | 15,386 | 資 本 本 準 備 金 | 1,517 |
| 建 物 | 4,623 | 資 本 他 資 本 剰 余 金 | 1,818 |
| 土 地 | 9,662 | そ の 他 の 利 益 剰 余 金 | 1,102,886 |
| 一 一 ス 資 産 | 6 | 利 益 剰 余 金 | 22,944 |
| 建 物 仮 勘 定 産 | 276 | 利 益 剰 余 金 | 20,098 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 818 | そ の 他 の 利 益 剰 余 金 | 15,151 |
| 無 形 固 定 資 産 | 381 | 利 益 剰 余 金 | 4,947 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 218 | そ の 他 の 利 益 剰 余 金 | 27,002 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 産 | 119 | 自 己 株 式 | 1,277 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 42 | 圧 縮 記 帳 積 立 余 金 | 25,725 |
| 前 払 年 金 費 用 | 459 | 自 己 株 式 | 237 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,874 | 自 己 株 式 | 25,487 |
| 支 払 承 諾 見 返 金 | 1,818 | 自 己 株 式 | △188 |
| 貸 倒 引 当 金 | △13,005 | 【株 主 資 本 合 計】 | 69,857 |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,174,496 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △1,424 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 3,146 |
| | | 【評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計】 | 1,721 |
| | | 新 株 予 約 権 | 30 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 71,609 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 1,174,496 |

第143期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 経常収益 | 17,205 |
| 資金運用収益 | 13,600 |
| 貸出証券利息配当 | 9,578 |
| 有価証券利息 | 3,799 |
| 預け金の受取 | 0 |
| その他の受取 | 217 |
| 役務受取 | 4 |
| 引当金の受取 | 2,004 |
| その他の受取 | 529 |
| その他の業務収益 | 1,475 |
| 債権等 | 292 |
| 債権等 | 285 |
| 債権等 | 6 |
| 債権等 | 1,307 |
| 債権等 | 327 |
| 債権等 | 849 |
| 債権等 | 28 |
| 債権等 | 102 |
| 経常費用 | 14,924 |
| 資金調達費用 | 228 |
| 預渡性引当金の預け | 158 |
| 借入金の支払利息 | 1 |
| 借入金の支払利息 | 67 |
| 借入金の支払利息 | 0 |
| 借入金の支払利息 | 0 |
| 役務支取 | 1,324 |
| 引当金の受取 | 49 |
| その他の受取 | 1,274 |
| その他の業務費用 | 1,255 |
| 外国債権等 | 565 |
| 外国債権等 | 312 |
| 外国債権等 | 107 |
| 外国債権等 | 269 |
| 営所の経常費用 | 11,010 |
| 貸倒引当金の繰上 | 1,105 |
| 貸倒引当金の繰上 | 915 |
| 貸倒引当金の繰上 | 28 |
| 貸倒引当金の繰上 | 19 |
| 貸倒引当金の繰上 | 94 |
| 貸倒引当金の繰上 | 46 |
| 経常利益 | 2,280 |
| 特別利益 | 0 |
| 固定資産処分益 | 0 |
| 特別損失 | 19 |
| 固定資産処分損失 | 14 |
| 減損損失 | 5 |
| 税引前当期純利益 | 2,261 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 816 |
| 法人税等調整額 | △38 |
| 法人税等合計 | 777 |
| 当期純利益 | 1,484 |

第143期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------|-----------------------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 108,965 | 預 金 | 1,007,414 |
| 金 銭 の 信 託 | 1,069 | 譲 渡 性 預 金 | 21,160 |
| 有 価 証 券 | 292,062 | 借 用 金 | 66,049 |
| 貸 出 金 | 755,161 | 外 国 為 替 | 24 |
| 外 国 為 替 | 574 | そ の 他 負 債 | 9,624 |
| リース債権及びリース投資資産 | 5,984 | 賞 与 引 当 金 | 387 |
| そ の 他 資 産 | 14,974 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 24 |
| 有 形 固 定 資 産 | 15,500 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 140 |
| 建 物 | 4,624 | 株 式 報 酬 引 当 金 | 57 |
| 土 地 | 9,672 | 繰 延 税 金 負 債 | 108 |
| 建 物 仮 勘 定 | 276 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,517 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 926 | 負 の の れ ん | 34 |
| 無 形 固 定 資 産 | 447 | 支 払 承 諾 | 1,818 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 284 | 負 債 の 部 合 計 | 1,108,362 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 119 | (純 資 産 の 部) | |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 43 | 資 本 金 | 22,944 |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 272 | 資 本 剰 余 金 | 20,096 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,931 | 利 益 剰 余 金 | 29,248 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 1,818 | 自 己 株 式 | △188 |
| 貸 倒 引 当 金 | △13,371 | 【株 主 資 本 合 計】 | 72,100 |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,185,393 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △1,374 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 3,146 |
| | | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △129 |
| | | 【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計】 | 1,642 |
| | | 新 株 予 約 権 | 30 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 3,256 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 77,030 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 1,185,393 |

第143期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------------------|--------|
| 経 常 収 益 | 23,080 |
| 資 金 運 用 収 益 | 13,621 |
| 貸 出 金 利 息 | 9,575 |
| 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | 3,823 |
| コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息 | 0 |
| 預 け 金 利 息 | 217 |
| そ の 他 の 受 入 利 息 | 4 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 2,306 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 5,826 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 1,327 |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 327 |
| そ の 他 の 経 常 収 益 | 999 |
| 経 常 費 用 | 20,528 |
| 資 金 調 達 費 用 | 245 |
| 預 金 利 息 | 158 |
| 譲 渡 性 預 金 利 息 | 1 |
| コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息 | 67 |
| 借 用 金 利 息 | 18 |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,500 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 6,387 |
| 営 業 経 費 | 11,290 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 1,105 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 946 |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 159 |
| 経 常 利 益 | 2,551 |
| 特 別 利 益 | 0 |
| 固 定 資 産 処 分 益 | 0 |
| 特 別 損 失 | 24 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 14 |
| 減 損 損 失 | 9 |
| 税金等調整前当期純利益 | 2,528 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 899 |
| 法人税等調整額 | △37 |
| 法人税等合計 | 862 |
| 当期純利益 | 1,666 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 64 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,601 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 芳 範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年5月12日開催の取締役会において、2023年6月27日開催予定の第143期定時株主総会に、自己株式（優先株式）取得枠の設定並びに資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 芳 範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年5月12日開催の取締役会において、2023年6月27日開催予定の第143期定時株主総会に、自己株式（優先株式）取得枠の設定並びに資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 山 田 浩 ⑩

常勤監査役 吉 田 剛 ⑩

監 査 役 清 藤 智 彦 ⑩

(注) 監査役山田浩及び監査役清藤智彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

<ご参考> コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、運営方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

なお、本基本方針は当行ホームページで公表しております。

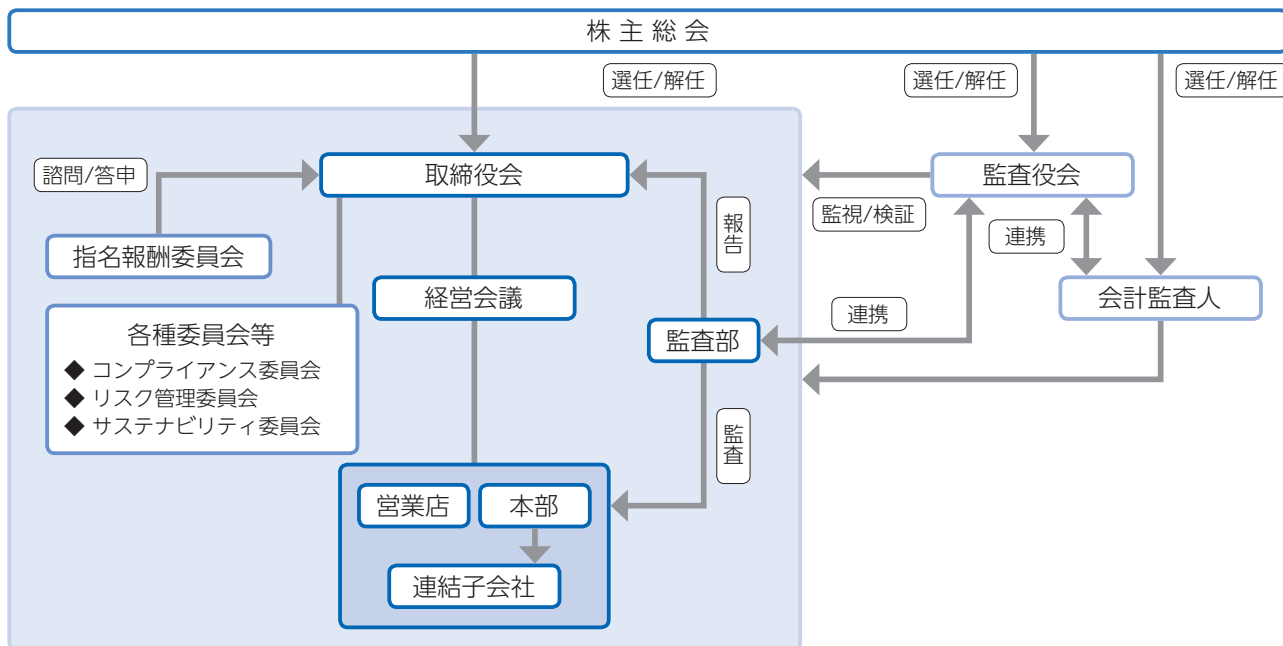
<https://www.kochi-bank.co.jp/about/corporate-governance/index.html>



<<コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方>>

- ・株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果敢な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- ・地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- ・取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を發揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

<<コーポレート・ガバナンス体制図>>



<<取締役候補、執行役員候補および監査役候補の指名方針>>

- ・ 当行の取締役および執行役員ならびに監査役候補者は、以下の選任基準を踏まえ指名・選任します。
(共通選任基準)
 - (1) 優れた人格、幅広い見識、豊富な知識を有する者
 - (2) 高い倫理観をもち、法令等の遵守に誠実である者
 - (3) 善良なる管理者の注意をもって、その職務を的確に遂行できる者
 - (4) 当行の経営理念のもと、持続的な企業価値の向上に資する職責を果たすことができる者(取締役および執行役員の選任において重視する基準)
 - 適切な業務執行に必要な経営感覚(社外役員の選任において重視する基準)
 - 企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他いずれかの専門的知見および豊富な経験(監査役を選任において重視する基準)
 - 適切な監査の確保に資する独立性
- ・ 取締役および執行役員ならびに監査役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえ決定します。
 - (1) 反社会的勢力と関係をもつなど公序良俗に反する行為を行った場合
 - (2) 選任基準の各要件を欠くことが認められた場合
 - (3) 職務の継続が困難となった場合

<<取締役候補、執行役員候補および監査役候補の指名ならびに解任手続き>>

- ・ 経営陣幹部である役付取締役の選定および執行役員の選任、ならびに社内取締役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、取締役会において決定します。
- ・ 社外取締役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、取締役会において決定します。
- ・ 監査役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定します。
- ・ 取締役および執行役員、ならびに監査役が解任基準に抵触すると認められる場合には、指名報酬委員会に諮問のうえ取締役会において解任または解任議案を決定します。

<<政策保有株式の保有方針および議決権行使基準>>

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

地域金融機関として、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。

(2) 政策投資株式の保有意義検証

政策保有株式の保有意義検証は、本年5月に取締役会にて、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえて、投資先ごとに保有意義の妥当性を検討しました。

引き続き、政策保有の目的に照らし保有意義が薄れた株式については、配当利回りや株価の状況等の経済合理性を踏まえて適宜売却等を検討します。

(3) 政策保有株式の議決権行使基準

議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を重視し、個別に議案への賛否を判断します。

特に以下の議案については、十分な検証を行い賛否の適切性を確保します。

- ・ 法令違反や反社会的行為などの不祥事が発生した企業の議案
- ・ 取締役の解任、支配権の変動、組織改変などにより株式価値が大幅に変動することが予想される議案
- ・ 前事業年度決算において赤字を計上するなど、業績が著しく悪化している企業の議案
- ・ 敵対的買収の予防策など、株式価値の潜在的な変動要因等を発生させる議案等

こうぎんSDGs宣言

株式会社高知銀行《こうぎん》は、SDGsの達成に貢献するため、以下の活動を通じて共通価値を育み、地域の持続可能性を高めていくことを宣言いたします。



こうぎんSDGs宣言に係る取り組みの状況

(2023年5月現在)



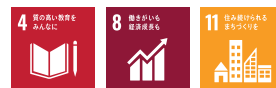
地域が享受する自然の恵みを守るとともに、農林水産業をはじめとするさまざまな産業の活性化に努めます。



これまでの「成長分野」を「サステナブル分野」へと発展的に承継させ、融資取り組みを強化
土佐町とのSDGs推進に関する包括連携協定締結、合同勉強会等の開催
農林水産支援室や経営アドバイザーによる支援活動
ビジネスアドバイザーによる創業や事業承継、本業サポートの強化
「こうぎんSDGs経営支援サービス」による、お取引先のSDGs貢献支援
地域商社の設立による販路拡大やブランディング活動支援
地域の価値向上と活性化に貢献（「高校生が森・里・海を考えるサミット」の開催）



コンサルティング機能を強化し、豊かな暮らしの持続やさらなる発展に向け汗を流します。



パーソナルアドバイザーによる暮らしサポートの強化
学生への金融経済セミナー等、金融リテラシーの向上に資する対話の促進
地域交流活性化イベントの実施（南支店、こどもサッカー教室、こども金融科学教室など）
高知県と地域見守り活動に関する協定を締結
非常用食料の寄贈などフードドライブ活動を支援
移動金融車を活用した金融サービス網の維持
「こうぎんSDGs 応募私募債」の引受および発行に伴う寄付・寄贈
福祉活動・公益事業等支援につながる商品導入
災害対策用井戸の設置



環境に配慮した活動を推進するとともに、環境保全につながる皆さまの取り組みをサポートします。



気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言への賛同表明
「こうぎん・グリーン・ファンド」の創設
「サステナビリティ委員会」を取締役会の下部組織として設置
EV・ハイブリッド車やWeb会議システムの活用による脱炭素化
生態系保全等、環境配慮型事業の促進に向けたビジネスマッチング
環境配慮型商品・サービスの拡充
地域清掃活動（お遍路ウォーキング、はりまや橋周辺の清掃等）
環境再生に向けた四万十川流域の科学的調査に協力



多種多様なステークホルダーと協働することによって、健全な経営を実現します。



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を実践（えるばし認定等）
働きがいのある職場づくり（健康経営優良法人・健康経営宣言・プラチナくるみん等）
多様な見識を持つ社外役員の登用および独立性の確保
取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置
一般財団法人高銀地域経済振興財団による地域の振興と発展に資する事業を展開
経営理念に基づき策定したサステナビリティ基本方針や投融资ポリシーの遵守
第三者割当による第2種優先株式の発行
パートナーシップ構築宣言を公表

株主総会会場ご案内図



株主総会 会場

本店5階ホール

高知市堺町2番24号
 当行本店5階ホール
 TEL : 088-822-9311 (代表)



当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>

お車で越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。



- 株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を少なくしております。
 ご用意した席数を超える株主さまがお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
- お土産およびお茶のご用意はございません。
 何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。